

令和元年度「被災地企業の資金調達等支援事業」
クラウドファンディングサービス事業者募集要項

一般社団法人RCF

東日本大震災の被災地では、産業復興を実現するため、被災地事業者の売上回復のための取組が求められています。そこで本事業では、自立的な資金調達手法であるクラウドファンディング（以下「CF」という。）を活用し、新商品開発・町のにぎわい回復等に取り組もうとする被災地事業者等（以下単に「事業者等」という。）の多様な事業主体を支援し、復興の加速を図ることとしています。

本事業の実施にあたり、多くの、CFサービスを運営する事業者（以下「CFサービス事業者」という。）の御協力が不可欠であることから、下記により登録を募集します。（本事業の事務局は復興庁の委託を受け、当団体が担当しています。）

記

1. CFの種類

本事業においてCFとは、いわゆる「先行予約販売型／購入型」、「寄附型」、「ガバメントクラウドファンディング」等の全てを含むものとします。したがって、どの種類のプラットフォームを運営するCFサービス事業者でも応募できます。

2. 本事業の実施期間

令和2年3月末日まで

3. 応募要件

応募にあたっては、以下を要件とさせていただきます。なお、復興庁または事務局が、以下のいずれかを満たしていないと判断した場合、CFサービス事業者プールへの登録をお断りする場合があります。

ア. 【別紙1：本事業の仕組み】を良く理解頂き、復興庁及び事務局に御協力頂けること。
（CFサービス事業者のサイト上で当事業での支援を受けたプロジェクトであることを表示できること。）



図：復興庁CF支援事業の表示例

(引用：<https://camp-fire.jp/projects/view/129161>)

イ. CFサービス事業者が事業規模に比して十分な資力を有していること。

ウ. CFサービス事業者が信頼に足る運営体制を整備していること。
具体的には以下①、②を満たすこと。

①. 業務の実施体制が確保できること。

- ・日本語での対応ができるとともに、十分なコミュニケーション能力を有すること。
- ・本業務の円滑な運営を図るため、本事業に係る事務局との連絡担当者（正副各1名以上）を配置し、事務局との連絡を密にして本業務を行って頂けること。
- ・民法、刑法、職業安定法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、及び個人情報の保護に関する法律等の関連法規を遵守すること。
- ・その他、CFサービス事業者として信頼に足る運営体制を整備していることが明らかなこと。

②. 以下に該当しないこと。

- ・法人等の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。以下同じ。））が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。））である場合
- ・役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている場合
- ・役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
- ・役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合
- ・その他以下に示すような、契約の相手方として不適当な行為をする場合
 - 暴力的な要求行為を行う者
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
 - その他上記各項目に準ずる行為を行う者

4. 手数料について

本事業を通じ、国費によりCF案件の磨き上げが行われることに鑑み、CFサービス事業者が、CFを実施する事業者等から徴収する手数料（決済手数料等を含む）減額の考慮がなされることを望みます。

5. 応募方法、問い合わせ等

随時受付を行います。別添様式をEメールより事務局へ提出ください。その後、事務局よりヒアリングを含む必要な確認等を行いますので、事務局手続に時間を頂く場合があること御了承ください（事務局宛に事前相談を頂くようお願いいたします。）

<提出／問い合わせ先>

令和元年度「被災地企業の資金調達等支援事業」事務局
一般社団法人RCF 中尾

E-mail : cf@rcf.co.jp (電話 : 03-6447-0041)

(参考 : 復興庁事務担当)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目1番1号

中央合同庁舎第4号館10階

復興庁支援機構班 高岡

電話 : 03-6328-0261 (直通) FAX : 03-6328-0298

以上

【別紙1】本事業の仕組み

0. (参考) 本事業全体の定量的な成果目標

ア. 本事業を通じ、CFを通じて何らかの資金調達を行なった件数：60件

イ. 本事業を通じ、事業者が資金調達できた額の総額：1.2億円

1. 事務局及び地域コーディネーター機関の配置

本事業においては、事業全体の事務局（復興庁の委託により一般社団法人RCFが担当）のほか、岩手県、宮城県および福島県の全域をおおむねカバーできるよう最大6機関の地域コーディネーター機関（以下「地域CDN」という。）を配置します。事務局及び地域CDNが、事業者によるCF実施に向けた案件形成を行います。

2. CF案件の審査

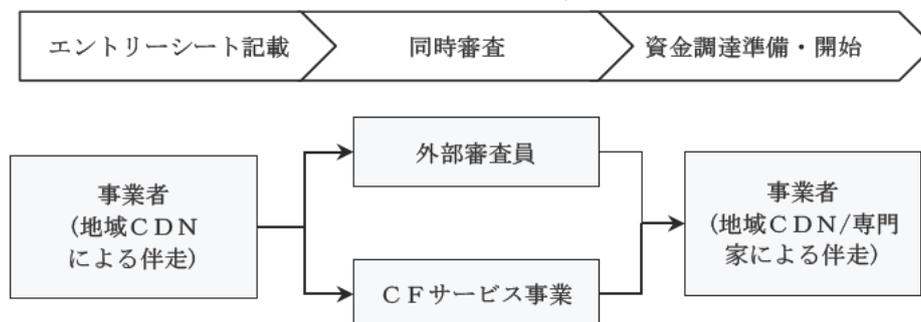
地域コーディネーター機関が形成したCF案件は以下のフローによりCFサービス事業者及び、外部審査員による同時審査が実施されます。

①事業者がCF実施の意向を有した時点で、地域コーディネーター機関を通じ、事業者からCF案件のエントリーシートが事務局に提出されます。

②提出されたエントリーシートは事業者の希望するCFサービス事業者と外部審査委員会に同時に回付します。（復興庁との協議の上推進されます）

③事業者が希望するCFサービス事業者及び、外部審査委員会による審査を共に通過したものを本事業による支援対象と位置付け、CFの公開準備が開始されます。

図1 エントリーシートの審査フロー



また、外部審査委員会は以下①～③の項目を踏まえて審査を実施します。

① 本事業の支援対象となるCF案件は以下のいずれかとします。（例示はあくまで明確化のための記載であり、特定の業種や事業を対象とするものではありません。）

・被災地域内の事業者又は、被災地域内で営業を行っていた事業者が実施する案件（例：酒蔵の再建、商品の製造販売、新サービスの開発、販促キャンペーンの実施等）

・被災地域産の原料を活用する等、被災地の経済活動の促進に資する案件（例：都内で開催される復興関連イベント等）

・被災地域の知名度を向上させる等、風評・風化の防止に資する案件（例：町民劇で街を元気にする取組等）

・被災地域の、にぎわい回復、なりわいの再生に資する案件（例：空き店舗を活用したコミュニティスペースの構築等）

② その他以下の観点から審査を行います。

- ・目標金額に到達する可能性が見込まれるか。
- ・CFサービス事業者プールの中から、案件に適したCFサービス事業者の選定が可能か。
- ・目標金額が実際に集まった場合、計画が成功する可能性が高いか。
- ・調達目標金額が過少でないか。
- ・必要となる支援の規模が、目標金額に比して適切であるか。

③CFと関係性が薄い、事業者のコーポレートサイトに類するWEBサイトの構築等、事業者の私有財産の形成を直接的に支援することのないように留意します。

また本年度は募集機関を下表の通り3期間に区切り、それぞれに目標値を設定し運営します。

区分	エントリー受付期間	エントリー通過数	資金調達開始期日
第1期	事業開始～8月末日	全体で25件程度	10月末日
第2期	9月～10月末日	全体で35件程度	12月末日
第3期	11月～12月末日	目標件数及び金額が充足しなかった場合第3期を実施する	1月末日

3. 専門家の派遣等を通じたCF案件の支援

審査およびCFサービス事業者の選定が完了したCF案件について、地域コーディネート機関は、案件と事業者の特性を見極め、事前に登録された「専門家プール」より、各案件に適した専門家を派遣します。本事業においては、支援対象とする各案件について、次表のとおり5種類の専門家を派遣することとしています。

表 専門家の分類と業務定義

専門家の業務	業務定義
ライティング	CFページ作成における「掲載文章の構成、文章ライティング、広報文章の作成」に関する指導、実行すること
写真、映像撮影	CFページ作成における、返礼品の写真やページ内に掲載する写真・動画の撮影の指導、実行すること
映像編集	CFページ作成における、ページ内に埋め込む動画編集の指導、実行すること
デザイン	CFページ作成における、返礼品や挿絵デザインの指導、実行すること。ただしCF案件に直接関係のない、事業者WEBページの作成や、プロダクトのデザイン等はこれに含まないこととする
マーケティング	<ul style="list-style-type: none"> ・返礼品の設計や配送オペレーション、CFに紐づくプロジェクトの企画の指導、実行すること ・CF案件を周知するにあたり、SNS活用戦略の指導、実行 ・CFのプロジェクト形成に資する事業/経営企画

※ただし本年度は、上記専門家プールにCFサービス事業者及びその従業員の方は登録できませんのでご了承ください。

5. 本事業の周知

以下ア.～エ.により、本事業の周知を図ります。各CFサービス事業者におかれては、特記事項を含め周知へのご協力をお願いします。

ア. 本事業のWEBサイト

事務局は、本事業のWEBサイトを制作し（8月ローンチ予定）、本事業の対象となり得る事業者には本事業の内容を周知します。また、当該WEBサイト等を通じ、本事業の支援対象となったCF案件を国民一般に周知します。各CFサービス事業者には、各CF案件の情報について必要な範囲で事務局に提供をお願いします。

※各CFサービス事業者から、当該プラットフォームのロゴデータを送付頂き、上記WEBサイトに掲載することとしたく、応募時に、ロゴデータを共有頂くようお願いいたします（ロゴ掲載上のルールや、いくつかロゴデータのバリエーションあれば同送下さい）。

ただし、事務局が制作したWEBサイト及びコンテンツに関する権利は、復興庁・事務局間の契約に基づき復興庁に帰属することとなりますので、ご了承ください。

イ. 案件横断型のイベントの実施

事業者の資金調達を促進するため、いわゆるオフラインでのイベントを実施します。（なお、当該イベントは、1事業者ごとに実施するのではなく、例えば「フェンドレイジング」のような特定テーマにて、複数案件・案件横断型で実施することを想定しています。）

ウ. 事例集の制作

本事業の支援対象となったCF案件事例集の制作を通じ、当該案件等を国民一般に周知します。

エ. 同一のCFサービス事業社上に当事業により形成された案件の掲載が年次を通して15件を超える見込みがある場合、資金調達及び本事業の効果的な宣伝を図るため、CFサービス事業者には復興庁CF特集ページの構築・運用及び、特集ページのプロモーションを事務局より依頼させて頂く場合がございます。

上記以外にも各CFサービス事業者には本事業の周知を行って頂くことを歓迎します。（ただし、告知方法等について当庁または事務局から意見を申し上げる場合は、その内容を尊重いただくものとします。）

6. 被災地内におけるノウハウの蓄積

地域CDN機関選定後、事務局が本事業の運営者全体会合の実施すること等を通じて、地域CDN機関等とCFサービス事業者との接点を設け直接的に知見を得られる機会を設ける可能性があり、各CFサービス事業者におかれても、支障のない範囲でご協力をお願いします。

以上